

平成28年第6回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成28年6月17日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	6月17日午後2時1分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 山 本 隆 史 2 番 城 内 敏 之 3 番 井 戸 太 郎 4 番 森 田 勝 5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み 7 番 山 口 昌 亮 8 番 山 田 仁 樹 9 番 高 幣 幸 生 1 0 番 窪 和 子 1 1 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 岩 崎 万 勉 副 町 長 中 島 伊 三 郎 教 育 長 岡 弘 明 会 計 管 理 者 瓜 生 浩 章 理 事 岡 田 守 男 理事（政策推進課長） 大 浦 孝 夫 理事（総務防災課長） 経 堂 裕 士 理事（教育委員会総務課長） 西 本 勉 理事（上下水道課長） 島 野 千 洋 税 務 課 長 西 脇 洋 貴 住 民 生 活 課 長 中 村 九 啓 健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘 福 祉 課 長 今 田 良 弘 観 光 産 業 課 長 西 岡 勝 三 都 市 建 設 課 長 寺 口 嘉 彦 住 民 生 活 課 参 事 森 田 弘 行</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長 上 田 昌 弘 主 幹 高 橋 恭 世 主 任 竹 村 恵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>第1号に同じ 議案第36号 清掃センター仮置き焼却灰撤去工事の請負 契約の締結について</p>

<p>議員提出議案 の 題 目</p>	<p>発議第 3号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部を改正する条 例について</p> <p>発議第 4号 安心してあずけられる保育の質の確保を求 める意見書（案）</p> <p>発議第 5号 次期介護保険制度改正における福祉用具、 住宅改修の見直しに関する意見書（案）</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

平成 2 8 年 第 6 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 2 8 年 6 月 1 7 日 (金)
午後 2 時 開 議

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 3 6 号 | 清掃センター仮置き焼却灰撤去工事の請負契約の締結について |
| 日程第 2 | 発議第 3 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 発議第 4 号 | 安心してあずけられる保育の質の確保を求める意見書 (案) |
| 日程第 4 | 発議第 5 号 | 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書 (案) |
| 日程第 5 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

再 開 （午後 2 時 0 1 分）

○議 長

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成28年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 議案第36号 清掃センター仮置き焼却灰撤去工事の請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の説明を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第36号 提案理由説明

○議 長

それでは次に、質疑に入る前に参考資料の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

机置きさせていただきました参考資料です。

平群町仮置き焼却灰についてという表示で、28年2月29日開催の文教厚生委員会資料の分の中から赤字が加筆、つけ加えた分です。説明させていただきます。

1番で、2億4,500万と文教のときの資料にあります。この金額が6月きょう現在で執行見込み額として1億8,711万4,000円になっているということで、以下内訳の説明をさせていただきます。

工事費2億3,870万、この分につきまして、下の②、③というふうに足したものが、今1億8,081万4,000円、この②の分が今回、提出議案で出させていただいてます7,151万8,000円と書いてる分です。それに処分費、残灰運搬委託料ということで、この分についてはトン当たり単価で随意契約の締結を終えています。トン当たり単価5万4,000円掛ける2,024トンで1億929万6,000円ということで、③がその数字になっています。

委託料については430万、④ですが、この分につきましては、現在、発注

途中ということで予算額を表示しております。

負担金200万、これは環境負担金ですが、これもトン当たり1,000円ということで、200万ということで表示しております。

それとちょっと説明抜けておりました、今回、提出議案の②の分ですが、1億861万8,000円予算いただいてまして、実施に当たり設計が8,221万円になりました。その8,221万円に平群町の工事の執行で最低制限価格を設けてますんで、最低制限率が86.994で、その金額が②の7,151万8,000円ということで、今回、契約見込み額です。処分費③につきましても、ちょっと抜けてまして、予算額が1億3,027万5,000円、そのうち処理単価が見積もり額より契約単価が下がったということで、1億929万6,000円になったということでございます。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

今の説明で大体わかりますけども、もともと2億4,500万の予算で、実際には5,000万ちょっと、処分関係で契約上、契約した中身では下がるといことですね。実際には1億8,111万4,000円、あと委託料がまだ決まってないということですけども、金額は430万なんで、大体、じゃあ、1億8,000万から9,000万の間で今年度予定してる分は全て終わるといこと、そういうことですね。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

今、山口議員お述べのとおりです。

○議長

山口君。

○7番

あと残り、また二、三億かかるっていう話がずっと出てましたけども、それについては、来年度以降の予算で執行ということになるんだと思うんですが、その見込みについても、今の段階ではどれぐらいになっているのか、わかる範囲で結構ですから答えていただけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

残りのあと一般廃棄物の灰の部分ですが、その分につきましては、フェニックスを予定しておりますが、何年に何年間かかって出すかというのを今年度に計画しますんで、ちょっと金額のほうは、前委員会等で説明したまま、まだそれ以降の変更はございません。

○議 長

山口君。

○7 番

いやいや、2億から3億かかるっていう話でしょう、あと残りも。全部で5億かかるっていう話が出てましたよね。まあ、それが正確なんかどうかは知りません。だから、あと残りについても、当然どんだけ埋まってるか調査してわかってるわけだから、例えば今フェニックスで処理するにしろですね、運搬費と、それから処分費がかかるわけですから、その金額っていうのは大まかに出るわけでしょう。そら、何年で分けてするかは別問題。じゃあ、残り幾らかかるんですかという、それはわかってるんでしょう。いや、予算上でええのよ。だって、今回だって2億4,500万が1億8,700万に下がってるわけだから。今どれぐらい見てんのか。どっちみち来年度予算で何ぼか組まなあかんわけでしょう。もっとおくらすんか知らんけど。でも、1日も放置できないんでしょう。ということは二、三年で出さなあかんということでしょう、どっちにしたって。当然これをやってる間って、その下にあるわけやから。いや、極端な話、これ金余んねやったら、その分ももう一気に出したらどうなのって言いたいぐらいですよ。一日も早く、一刻も猶予ならんと言うんなら。5,000万以上浮いたわけやからね。そうしたらどうですかということも含めてです。その点も検討しますか、してるんですか、これからしますか、しませんか、どうですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

これから検討していくということで、費用につきましても、ただ処分するだけじゃなくて深く掘っていきますんで、工事費も当然発生しますんで、その辺はちょっとまだ今のところ、正確には把握しておりませんので。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

正確に言えなんて誰も言ってないでしょうが。そんなん言うたら、2億4,

500万が1億8,700万になるんて一体何やねんという話に、一般的にはなりますよ。じゃあ、どんな予算組みしてんねんってなりますやんか。いや、別に下がって、それがええとか悪いとか言ってるんじゃないかって、当然、計画立てるんだから、前回の文教厚生委員会で出してきたときには、あとまだ2億以上かかるっていう話やったじゃないですか。そのことを聞いてるんであってね、いや、この際聞いといたほうがいいでしょう。これぐらい下がるんだったら、じゃあ、もう2億が1億になるかもわからん。いや、別に今その答えをすぐ出せとは言わへんけど、その辺どうするんですかって聞いてるんですよ。今この話やったら、いつまでに出すかも全然わからんという話じゃないですか。一刻も早く処理するって言ってたじゃないですか。それやったら、もう来年からすぐ出さなあかんわけでしょう。違うんですか、町長。町長、そうおっしゃってましたよね。一刻の猶予もできないんでしょう、違法状態だからって。あとはもう違法じゃないからほっといてもええわけですか。いや、それならそう言ってもらったらいんですよ。

○町 長

言うてるやんか。

○7 番

答えてへんやんか、全然。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。今回の分は3,000ピコ以上の特別管理一般廃棄物の処理ということで、その分で処理の議決の関係ですんで、ちょっとその分以外のことは今計画していくということで、取り組むということで御理解いただきたいと思えます。

○議 長

山口君。

○7 番

じゃあ、急いで出さんでええっていうことを言ってるわけやで。いや、それやったら、そう言ってくれたらええねん。濃度が低いから、一刻も早く出さんでもええやつやから、町の財政状況見ながらやりますっていうことを言ってるわけ。今の言い方やったら、何言ってるかさっぱりわからん、日本語になってへんよ。ちょっと課長、ちゃんと答弁して。いや、町長、答えてください。もう町長言ってもらったほうが早いかわかりません。

○議 長

町長。

○町 長

残り1万トンにつきましては、今年度中にどのような計画で、まあ、1年で出すんか、2年で出すんかも含めてですね、今年度中に決定しまして予算をちゃんと計上して、また議員の皆さんに説明させていただきます。それは前回の全協で御説明したとおりでございます。一刻も早く出すということには変わりございませんけども、狭い道路を通行する交通の問題もございまして、近隣住民への説明もございますので、そこは慎重に計画を立てて、皆様方にまた御説明させていただきます。

○議 長

山口君。

○7 番

わかりました。そう答えていただければいいんです。

だから、どっちにしても、予算組んでからということじゃなしに、一定計画が固まった段階ではね、きちんと説明の会議を開いていただくことはお願いしておきたいと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

要するに、あと残ってる1万トンはフェニックスへ行けんねやろ、そういうことやろう。しかし、前、私、これ言うたんやと思うんやけど、フェニックスも皆割り当てありまして、各市町村。いかにその割り当ての部分を、まあ余ってるというたらいかんけども、こっちのほうへいろいろ市町村によって、平群町が今後いろいろお伺いを立ててですね、その枠を平群にいただけませんかとか、いろいろ交渉を今後していただけるものと思います。それはね、出せって言うたらすぐ出せると思います。

しかし、民間に行って、今度は逆にですよ、フェニックスの処理費安い。民間へ行って何でこんなに高いねんって。町長どうなってんねんって、こう言われることはね、やっぱりな、最善の努力をされてやるのは私はやっぱり至当やと思うから、民間はたくさんありますよ。私も知ってますよ。一般廃棄物の受け皿は管理型、受けてるところはたくさんあります。しかし、それは民間は高いですよ。けれども、やっぱり町長にしたら、行政にしたら財政厳しい折やから、いかにフェニックスのね、広域のところでお願いしようという努力のために、今後そういう部分、いろいろな細部にわたって、いろんなところへ打診しながら協議をしたいというふうに、中村課長はそういう御答弁と思ってはったと思

まんねけど、それでよろしいですか、中村課長。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

馬本議員、今お述べのとおり、いろいろフェニックスの枠の関係もございまして、できるだけ早く処理っていう考えは持っておりますんで、その辺を御理解のほどお願いしたいと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

まあ極力、これは町単独の事業費でございますので、やっぱり極力フェニックスへ行けるようにね、課長、ひとつ御努力をお願いを申し上げておきます。以上です。

○議 長

森田君。

○4番

この内容ですね、今御説明いただいたんですけど、委員会のときは、もっと細かく分離発注せいという話があったんですけども、その辺の話は何ら説明がないんですけども、どのようになっているんですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

請負工事については、平群町は最低制限価格制をとっておりまして、分割にすることによって経費が大きくなりますので1本でしたこと。それと、あと施工上の安全対策や環境面での責任の所在の明確化ということも考え、工事については1本で発注しました。

○議 長

森田君。

○4番

その委員会のときに、分離発注したほうが安くなるというお話があったと思うんですね。具体的な検証をされて、そのようにおっしゃってるのか。私は個人的には、中村課長がおっしゃってることは理解できるんですけども、逆に言えば、そういう発言があったにもかかわらず、具体的なことを示されないのはどのようになっているんでしょうか。

○議 長

町長。

○町 長

委員会での、全協ですか、の御発言も十分参考にしながら、今、課長が答弁したように、今回のように、工事と処理と二つに大きく分けたということでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

こんな話、冒頭に言わないといけないんじゃないですか。提案のときにですね、そういうことの説明をしないといけないじゃないですか。議員から提案あつてるわけです、安くなるというふうに。それはちょっと失礼な話だと思うんです。

まあ、それはさておきですね、これは1億、随契の分は、またこれ、議案が出てくるんですか。それとも、もうこれは終わってましたかね。1億900万の処分費ですね。今回は7,151万7,600円の議案なんですけども、金額書かれて随意契約したということは、もう契約したということは終わってるわけですね。これ、議会に承認が要らない案件なんですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

委託業務で、工事とか製造以外の業務でありますので、議決案件以外のものになります。それと、委託については一般廃棄物で本来、市町村が責任を持って行うものでありますが、市町村でできない場合は委託も可能になるということで、工事では発注できないということがはっきりわかりましたので、分けてやっていますし、議決も必要ではなかったということで。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

この内容をもう少し詳しく教えてくださいませんか、処分費、どんなことをやって委託になるのかですね。例えばただ処分だけですか、それとも何か行為するんじゃないですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

先ほどの位置図のときの説明でも申しましたが、この委託業務は今議決で出している工事は土のうに入れる、密封する、ほんで、この委託業者のトラックに積み込むというところが、この工事に入っております、委託の分につきましては、積んでもらったものを自社の処理できる施設に持ち込んで処理すると。ですので、運搬と処分、この分が委託の中に入っております。

○議 長

森田君。

○4 番

あんまり詳しく、もう一度申し上げませんが、これは建築業法で建築行為だと私は思うんですよ。積んで運んでですね、おろすわけでしょう。私はこれは建築行為だと思います。まあ、もう一度調べといてください。私はこれは建築行為じゃないかというふうに、建設業法に抵触するんじゃないかと思うんですけども。

それは別として、これ、何社で入札されて、どのようになったのか教えてください。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

4社の方に手を挙げていただきまして、結局開札までに2社が辞退されまして、2社の開札となりました。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

2社で金額に差があったという、くじ引きじゃなかったというふうに思うんですけど、まあ、それはもうくじ引きの場合はまた教えてください。

それとですね、地元対策、町長も何かおっしゃったと思うんですけども、それは具体的にどのようなことを反映されてますか、この工事、7,000万の中で。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

最低制限価格でなっておりますんで、2社とも最低額をされましたんで、くじによって決まりました。

それと、工事に対する対策ですが、いろいろこども園とか、いろいろありま

すんで、その辺は安全対策を交通整備員の配置とか、十二分に安全対策については努めてまいります。

○議 長

森田君。

○4 番

全て椿井地区ですかね、そういう方の要望を聞いて、全て網羅してるというふうに理解してよろしいですね。

それとですね、ここにクリーンルーム設置と書いてますけども、クリーンルームの10万なのか1万なのか1,000なのか、ちょっと確認させてください。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

これはレンタルテント内で作業員がテント外に出るときとか、ダイオキシン類の防除、取るもんですね、そういう設備ですんで、大きさはちょっとわかりませんが、人間が通り抜けできてするもんで、今大きさとおっしゃいましたか。ちょっとはっきり、一箱というか、トラックの荷台が一つあるみたいなものと思います。

○議 長

森田君。

○4 番

答えられなくて結構ですけど、クリーンルームじゃなく、それはエアシャワーじゃないですかね。クリーンルームというのは1フィートの中にちりの数が何ぼあるかどうかということだと思っんですけどね。まあ、もう結構です。

○議 長

はい、よろしいですか。

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

今の中村課長ね、森田さんが聞いてはんのは、こう聞いてはんねや。その請負契約は今、議決案件で、これ、今議案としてやってるけども、1億900万はどういう過程で決まったんやと、随意契約したんやと。あなた、どっか茨城とか皆とったでしょう。それ何で説明せえへんの、ここで。とった結果、何社かあって、候補地あって、こうこうして、最終的に残ったのはここでしたんで、ここと随意契約しましたって。それを言わんなら、ここは本会議場やで。どうして決めたかって、何でも随意契約で通る云々違うねん。それを森田議員は聞

いてはんねから、詳しく説明するのがあんたら行政の職員の務めちゃう。そこら辺、もう1回説明してくれる。候補地あったんでしょう、今の三重以外のところにも。この資料出してる以上、質問しはるから。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

特別管理一般廃棄物3,000ピコ以上のものの処理ということで、焙焼処理可能ということで、国内に4社あるということで見積もり依頼をかけました。うち1社のみが見積もり可能ということで、あとは辞退ということで、そういう内容になりまして、その1社についても、いろいろ会社の処理能力とか、はい。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第36号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第2 発議第3号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第3号

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2
項の規定により提出する。

平成28年6月17日

提出者 高 幣 幸 生

賛成者 山 本 隆 史

〃 城 内 敏 之

〃 窪 和 子

〃 下 中 一 郎

〃 馬 本 隆 夫

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20
年9月平群町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

11 平成28年7月1日から平成31年4月30日までの間、議会議長、副
議長及び議員の議員報酬は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額
から、100分の20を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

附則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由説明を求めます。高幣君。

○9番

それでは、提案趣旨を御説明申し上げます。ただいま議会事務局長から条例
についての内容は御報告があったと思います。

本発議は、平成28年7月1日から平成31年4月30日までの間、議会議

長、副議長及び議員の議員報酬を本則の第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、100分の20を乗じて得た額をそれぞれ減じたいと発議させていただきます。

議員各位も御承知のとおり、昨年の町議会議員選挙後の6月定例会に、平成27年7月から議員報酬20%削減を発議させていただきましたが、否決されました。その後、町長から町特別職報酬等審議会の答申を受け、9月、12月の定例会に二度にわたり報酬審議会の答申を尊重し発議されたが、これも否決でした。その後、本年3月議会で私が15%削減で発議し、これも否決されました。そして、現在に至っております。

しかし、平成28年度町予算は、議員各位の御理解を得て、財政リスクを再認識いただき、やっと25年度町予算は確定いたしました。

ここで本日、改めて報酬審議会の答申を尊重し、本年7月から議会議長及び副議長及び議員報酬の20%削減を発議させていただきました。議員の御理解を得て可決いただければ、28年度約807万5,000円、29年度、30年度以降で各年度約1,171万6,000円の削減です。残された議員任期では、約3,150万9,000円の貢献ができ、町民の皆様からの御理解を得るのではないでしょう。議員は報酬が目当てではありません。町をよくすることが目当てではないでしょうか。議員各位に財政健全化に向け、真摯なお気持ちを出していただき、御賛同をお願いいたします。

なお、この議員報酬の削減財源は、私が本6月定例会で訴えた防災の観点からの老朽化した役場本庁舎の建設課題はもちろん、いろんな機会が議員が訴えておられる課題、また、まちづくりの大きな課題である介護、少子化、子育て支援、人口減対策、駅周辺の課題、清掃センターの埋設灰問題の課題を考え、平群町再生での財源に充ててほしいことをここで町長にお願いし、議員は身を切る覚悟です。議員報酬削減に心を集中したいと思っております。

最後に、議員各位の御協力をお願いし、趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

提案者にお尋ねします。

今日の財政を逼迫された責任は議員にあるんでしょうか。議員は予算編成権もありませんし、執行権もないわけですね。その辺のことはどのようにお考えになっているのか。予算編成権もあれ、執行権もあればですね、当然議員もその一端を担ってるわけですが、何ら議員は予算の編成権もない、執行権も

ない、そんなところで議員はどうしてそこまで歩み寄らないといけないのか。その1点とですね、過日ですね、前鳥取県知事の片山さんが、慶應大学の教授なんですけど、舛添さんの辞任劇においてですね、給与の全額でしたけども、表明されたことについてですね、「そういうこともないわけではないが、対価を受ける分だけよい仕事をしろ」というようなことを言っております。そのことについて提案者から意見を求めます。

○議長

高幣君。

○9番

今、2点ほどお話があったんですけども、町財政の執行権、要は予算の編成権、執行権、当然これは町当局であります。私はそうしか思っておりません。ただ、それを監視するのは議員であると。ここを間違っはいけないと思います。議員が見るわけです。そして、議員がそれに対して意見を述べて、そしてその内容が妥当かどうかを判断していくのが議員でありますから、あくまで、もともとよく言われる町と議員は一緒になって平群町を考えていくのが私は議員だと、こう考えております。

それから、もう1点、これは個人的な問題になります。鳥取県の片山元知事さん、そして今回の舛添都知事さんの問題、これについては、私は論評は差し控えさせていただきます。

○議長

山口君。

○7番

まあ、高幣議員は質問に全く答えない。12月議会でもいろいろ質問させていただいて、きょう、ここへ来る前に議事録をもう1回見てたんですけど、質問に全く違う話をするとするか、まあ、やっておられるっていうのが特徴で、答えられないんでしょうね。何も悪気があるんじゃないと思うんですが、結局答えられないんでしょう。

今、森田議員からの質問は、赤字になる黒字になる、いろんな自治体いっぱいあります。行政内容によって、当然黒字になったり赤字になったり、また国の地方財政への方針によっても大きく変わる。そういう中で、しかしそうは言っても、執行権のある町理事者、町長を初め、執行部の皆さんが基本的に町政運営をする。議員は両輪で一緒になっておっしゃったけど、一緒になるよりチェックするのが基本だというのは、この数日間の都議会を見ててもおわかりのことだと思います。そういう点で言えばね、基本的には私はないと思うんです。そこのところを高幣議員はどう思われてるのか、これを提出されるわけ

ですから、当然そのことも含めてですね、どのように思われてるのかを聞いてるんであって、やっぱりちゃんとね、自分のその点について、いや、私はそうは思っていないって思うんだったら、そう答えたほうが私はいと思いますし、そこはきちんと答弁してもらわないと、後から議事録読んでも、例えばネットでこれを見られても、一体何答えて、どんな議論してんの、議会ってって思われそうでね、私は非常に不満なんです。ですから、もちろん6月、それから3月、ほんで今回と高幣議員が3回連続で提出者で出されてるわけですから、この分野では相当造詣も深いんだと思いますんでね、その辺ではきっちり答えてほしい。

ほんで、もう一つ質問あった、片山元鳥取県知事、総務大臣もやった経験のあられる方ですけども、その方はやっぱりね、何も余分にようけというか、たくさんの金を議員や特別職がもらうのはいかなものだと思うけれども、しかし、一応決まってる金額をきちっと支給する、それに見合った仕事をする。これは、僕は職員も一緒だと思うんですが、それが本来の筋だろうと。だから、全額返すとか半分減らすとか、そういうのはいかなものかという発信をされてるわけですよ。それに対して、じゃあ、高幣議員としてどのように考えられるのかっていうのをね、その辺を答えてほしいんですよ。赤字にしたのが何も全部町長の責任とか議員の責任とか、そんなことじゃなくて、そういうことに対してどういうふうに思ってるんだということですから、そこは私も非常に聞きたいところなんで、もう一度答弁していただければありがたいんですけど。

○議長

高幣君。

○9番

まあ、山口議員のおっしゃること、私もわからんわけじゃございません。前回もいろいろな形で質問をいただき、その都度その都度お答えしておりますが、私の答え方がまずいとおっしゃるんであれば、それはそれなりに私の考えの中のまずさだと思います。しかし、今なぜ今回もう一度、昨年の6月から同じような形の20%を出してというのはどういうことかということに対して、ちょっと考えを述べさせていただきます。

もちろん予算の編成権と執行権、これは町でございます。しかし、ちょっと言い方が悪かったんですが、チェック権が我々議員にございます。そういうことで私たちは、あくまで平群町の財政を考えながらどうすべきかと考え、また平群町の財政を好転させるためにも、議員として身を切って頑張ろうと、こういう気持ちから提案させていただいておりますので、よろしく願います。

○議長

山口君。

○ 7 番

もう1点、聞きますね。3月議会で議員報酬15%削減を提出されたときは、さっきもちょっとおっしゃってましたけど、町の報酬審議会の答申を尊重したと。きょうも20%で5%アップして出されてるけれども、また町の報酬審議会云々というようなことをおっしゃってたと思うんですけれどもね、その整合性っていうのは一体どこにあるんですかね。

○ 議 長

高幣君。

○ 9 番

今、整合性とおっしゃってますが、別に私自身が最初に20%出したときは、この審議会の意見書っていうんですか、答申はなかったわけです。その後に審議会が答申してきて、まずは議員報酬は20%カットがいいんじゃないかと。しかし、議員に広く理解を得るために15%が望ましいと、こういう形になってるわけですから、報酬審議会の基本は20%であつたらうかと、私は解釈いたしております。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

なるほど、非常にわかりやすかったです、今の。まあ、平たく言えば、通るようになったから20%と。前は通るか通らんかわからんから15%、言い方は悪いけど、そういうふうになら、私、聞こえたんですが、平たく言えばそういうことですか。違いますか。

○ 議 長

高幣君。

○ 9 番

平たくという意味、そこもちょっと理解しにくいんですけれども、私の基本的なスタンスは、去年の6月議会の20%が基本的スタンスでございましたので、ただ、その過程上において、町長から15%っていうのが2回でしたかね、出されまして。それは町長の御提案ですから、賛成させていただいておりましたが、やはりもとへ戻せば20%が現在やるべきじゃないかと。身を切るのが議員だと私は思っております。もちろん、そのお金が執行権のある町長、編成権のある町長、そこで上手に使っていただきたいという願いがいっぱいございます。

○ 議 長

井戸君。

○ 3 番

まあ、ちょっと聞いててもおかしいんで、やっぱり提出者にお聞きしたいんですけども、報酬審議会っていうのをすごく信用されてといいますか、それを踏まえて15%に3月議会にされたにもかかわらず、考え方が変わって、今回は報酬審議会を蹴り20%にした、この理由を説明願えますか。

○ 議長

高幣君。

○ 9 番

ちょっと再質問で、変な言い方ですけど、井戸君、今のもう1回、ちょっとお述べただけませんか。意味がちょっとわかりづらいんですが。

○ 議長

井戸君。

○ 3 番

では、わかるように、小学生でもわかるようにゆっくりしゃべりたいと思います。

「議長、今の言葉ちょっとおかしいで」の声あり

「失礼ですよ」の声あり

○ 1 2 番

議長、ちょっと休憩しなはれ。小学生って、高幣議員、議長よろしいか。高幣議員が……。

○ 3 番

ちよつとうるさいんじゃないですか。

○ 議長

ちよつと静かに。ちよつと静かに。

○ 1 2 番

議長ちよつと……。

○ 3 番

小学生でもわかるような言葉を使うことによってゆっくりということでしょう。何が悪いんですか。

○ 1 2 番

高幣議員に対する言葉やから、そうなるで。

- 3 番
うるさい。
- 議長
静かに。静かに。
- 1 2 番
議長。今の言葉……。
- 議長
静かに。
- 3 番
何で人が発言しているときに……。
- 議長
静かに。静かにしてください。

発言する者あり

- 3 番
どういうことですか。
- 1 2 番
今のうるさいって誰に言うてんねん。
- 議長
3時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時46分)

再 開 (午後 3時06分)

- 議長
それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

- 議長
井戸君。

- 3 番
先ほど少し不適當な発言があったので、おわびしたいと思います。
では、質問のほうに行かせていただきます。
先ほどのことですが、3月で15%とおっしゃられて、そのときには報酬審

議会ですね、答申に従うという形だったのが、今回20%になったということなので、その件について、もう少しわかるようにお答え願いたいです。

○議 長

高幣君。

○9 番

先ほども申し上げたと思うんですけども、なぜ3月の15%と、それから今回20かと、こういう意味やと思いますけれども、それも私、最初に申し上げたとおり、町会議員選挙後のスタートのときに、6月に20%を発議させていただいたわけですから、そのことがまたもとへ、私の心として戻ってるわけですよ。そういう意味だと理解していただければ結構です。

○議 長

井戸君。

○3 番

まあまあ、報酬審議会の件はもういいということで、御自身の意見に戻されたというのは理解できました。

今回、質問ではないんであれですけども、ということは、6人反対した方は報酬審議会の意見はそんなによくないと、賛同できないということで。今回賛成された方もこれ6人ということは、誰1人、議会議員12人が報酬審議会の15%を尊重しなかったということになるのが、すごい不思議で仕方がないんですけども、まあ、これは質問でもなんでもないので、私の意見といいますか、感想を述べさせてもらいました。

これは以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

提案者の皆様、町財政に貢献したい、強い決意であることはよくわかりました。本件は、6名の方が提案されてますので可決されるでしょう。間違いなしに可決されるでしょう。そうであれば、昨年5月から、本改正案の実施の前の6月まで報酬20%、そんな強い意思であれば、供託されたらいいじゃないですか。供託されて、おやめになるときに町に寄附したらどうですか。まあ、これは意見として申し上げておきます。

○議 長

山本君。

○1 番

私は賛成者の立場で……。

発言する者あり

○ 1 番

わかってます。この賛成者。

○ 議長

質疑です。

○ 1 番

はい、なんですけども、高幣議員さんが提出したのを、私、補足ができるかどうかわかりませんが、先ほどの報酬等審議会の答申では15%ということになっておりましたが、私がこの話を聞きまして、残り3年で20%をしていけば、去年の6月からの15%に相当するのではないかと思い、高幣議員のお話

に賛成しました。

以上です。

○ 議長

質疑ございませんか。井戸君。

○ 3 番

今の山本議員のは、よくわかりました。

ちょっと僕、質問が忘れてたんですけども、最初に20%カット提出されてから、話し合いしましょうよという話を何度も議場でも言ってきたわけなんですけれども、全然話し合いを持たれなかったってことなんですけども、この理由を、そうですね、じゃあ、提案者の方、どう考えられていますか。お願いします。

○ 議長

高幣君。

○ 9 番

話し合いってというのは、どういう場でどういう形でやるのか、私はわかりませんが、そういう意味では話し合いって書かれていますけれども、ちょっと今の質問、私、意味がわからないんです。話し合うっていうよりも、議場で話し合ってるわけですから。

以上でございます。

○ 議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○7 番

この問題はもう去年の6月、9月、12月、そしてことし3月、今回が定例会で5回目ということで、これまで大体言い尽くしてるので、簡単に言いますが、基本的にね、さっきから身を切るとか何とかおっしゃってますけれども、さっき片山元鳥取県知事のコメントも紹介しましたようにね、身を切るっていうのは一体何のかっていうのはね。

「私が言った」の声あり

○7 番

まあ、そうなんです。いや、ここに新聞も持ってきてたんですよ、ちゃんと。まあね、身を切る、いろいろそれはあると思うんです。

前も言いましたけど、県内で言っても、特に新しい市は別にして、古くからあるというか、奈良市を先頭にですね、近隣でいえば生駒市とか大和郡山市、相当高いです。私たちが50万、60万っていうような報酬であればですね、当然議員として、私は一定、前から言ってるように、若い人たちが議員専業でも、それで生活が成り立つ、そのためにやっぱり最低限必要な分は平群町で言えば29万っていうのは、私は最低限だろうというふうに思ってますから、そう言ってるわけですが。高いところなら当然ね、そういう何も財政がいいとか悪いとかは別にしても、私はある程度引き下げていく必要はあるというふうに思ってます。富山県では、60万から70万に10万上げて物議を醸してますが、あるようですけども、それはわかるんです。

でも、平群町の金額で私は引き下げるっていうのは、逆に平群町のまちづくりに、やっぱりマイナスになる。デメリットのほうが多い。それはもうこの間何回も言ってますように、現役の若い人たちがやっぱり、この議場で言えば、井戸議員や山本議員などの40代の議員、そういう人たちがもっともっとやっぱり出てきてもらうということになれば、なかなか今の議員報酬では大変だということがありますから、その辺はしっかり考えないといけないと思うんですね。

職員の給料もそうですし、議員の給料も一緒だと思うんですが、安かろうでは、やっぱり私はモチベーションの問題も含めてですね、よくないし、やっぱ

りきちっと、その辺、生活が成り立ってこそ仕事もしっかりできるわけですから、そういう点で言えばね、なんかそれこそほかの議案では大衆迎合というような話も出てましたけれども、私はその辺は住民の皆さんにきっちり話せばね、御理解いただけるというふうに思うんです。29万円、年収で言えば今470万ちょっとになってますが、それが高いということには、私はなかなかならないと思う。それはもちろんいろんな人がいらっしゃいますから、全部がそうだとはいませんが、その辺も考えるならば、余りにもね、私に言わせれば、しつこく毎議会毎議会、2回は町長からでしたけれども、出されるっていうのは、私は自分自身の仕事を逆に言えば軽んじてるのかなというふうに思えてならない、私自身がですよ、そういうのを出されるということに対して、思えますんで、そのことを指摘してですね、この議員発議に対しては反対をいたします。

以上です。

○議長

山本君。

○1番

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、私は賛成の立場で討論させていただきます。

この提案は、平成27年6月議会より議論されてきました。また、平成27年8月31日付の平群町特別職報酬等審議会の答申では、過去の議員報酬の減額に関する経緯を見ますと20%が妥当と思いますが、議員に広く理解を得るためには15%減額が望ましいとされていきました。私は、平群町特別職報酬等審議会の答申を尊重し、先ほど申し上げました任期の4年分で15%なら、3年で20%が妥当であり賛成といたします。

つけ加えて申し上げたいのですが、以前から反対されていた議員さん、今の山口議員さんもそうですが、討論にもありますように町民さんへの超過税率や町長を初めとする平群町職員さん全てのカット、議員報酬カットは一刻も早くもとに戻すべく、私たちが真剣に町財政の健全化を目指さなければなりません。無駄を省くだけでなく、地方創生などの国策をチャンスと捉え、オール平群でチャレンジすることです。みんなが笑顔になれる町を本気でつくりましょう。

以上が私の賛成討論といたします。

○議長

ほかにございませんか。井戸君。

○3番

一応、反対の立場で討論をしたいと思えます。

今回、私はずっとカット自身は反対ではないけれども、きっちり話し合うべ

きだと言ってきました。しかしながら、今回も提出者、賛成者の方を見ても、例えば単純に年齢だけで計算しますと、この町長派議員、町長派議員つて、町長の言うことを聞くという方を町長の年齢として設定した場合、平均年齢が67.8歳の方になります。実際にやっぱりこういうことを、ほとんど年金をもらってる方、かなり多くなるわけで、年金をもらってる方が年金もらってる方の、どういうたらええんですかね、そういう見方で若者の意見を余り取り入れずといいますか、話し合いもせずっていうのは、僕の中ではこのままでいいのかなと。本当に若手がいなくなるのではないかなと危惧します。ほんで、それも悲しく思います。

そういうことで、反対の討論としたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。城内君。

○2番

賛成の立場でお話ししたいと思います。

人によっては、議員報酬29万円が県内では高いほうやとかいう話ですけども、私は高くないと思ってます。というのは、政治的資金のあれも含めての値段ですからね、だからそれを平均的なあれで何万円使うか知らんけど、引いていけば苦しいと思います。そやけども、やっぱり山口議員がおっしゃるように、いろんな面で早く町民の方に無理してもらってる分を返したい、それから役場内でもですね、何%か引かれてる方が既におられるのに、我々だけが何だかんだ理由を立ててですね、同調しないのは、僕はどうも納得いきません。そういう意味で、とにかくオール平群というのもちょっとあれですけども、やはり言葉をまねするようで嫌ですけども、とにかく一丸となって何とかせないかん時期ですから、議員もその辺、先頭に立ってですね、そういうことに向かっていくべきだと私は思っておりますので、賛成議論とさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。窪君。

○10番

発議第3号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

本年3月議会においても、議員報酬の15%削減を求める議案が提出され、私も賛成者となりましたが、否決されました。現在、先ほども他の議員からもありましたが、議員報酬のみが多数の民意に離反して削減なしの現状であります。本来なら、議員みずからが率先して一番先に身を切ることが第一義と考えます。しかし、残念なことに、ここまでの月日が経過をしてしまいました。昨

年 8 月 3 1 日の平群町特別職報酬等審議会においての答申では、20%減額が妥当と思うが、議員に広く理解を得るために15%という、こういうそこをつけてくださっております。

したがいまして、今回の提案の20%カットの削減案が妥当と考えておりまして、今回の発議に対しては賛成をさせていただきたいと思っております。

○議長

ほかにございませんか。下中君。

○11番

発議第3号、本案については賛成の立場で討論したいと思います。

先ほどからいろいろと御意見が出てるように、本来、報酬はそうそう簡単に削減すべきではないと、私はそのように考えております。しかし、このような厳しい財政状況の中で、平群町長、トップとして常勤の特別職もカットされております。ましてや生活給としてされてる職員の方もされております。本当にそれを我々が、ただ附属機関としてするのではなく、独立した機関であります。そして、我々が率先して減じていくと。これも一つは住民に訴えるところではないかなと私は思います。

そのような意味から、本発議には20%という厳しい数字ではございますけれども、やはり我々議員が身をもって、前へもってやっていくということで賛成の討論としたいと思います。

以上です。

○議長

植田君。

○6番

発議3号については、反対の立場で討論をさせていただきます。

これ、何回も出されてきたんですけれども、私も若い世代の議員がふえることは、これからのまちづくりにとって非常に大事だというふうに考えています。そういう若い人たちが議員としてやっぱり活動できる最低限の、私、報酬は必要だと思います。平群町の現在の報酬は決して高いものではないと。これは全国の町村議長会の中でもですね、町村議員の報酬というのは低過ぎるというふうな意見も、決議もされています。

また、今身を切る、身を切るということをやらずにおっしゃって、賛成討論とされてる方がいらっしゃるんですが、本当に身を切るっておっしゃるんやったら、中途半端な20%ではなくて、もう30か50やらはったらええと思っております。そこまでおっしゃるんやったらね、と私は思います。オール平群でやることは、それは必要だと思うんです。それが何で報酬を切ることがそのことにつ

ながるのかっていうのは、私自身は理解できません。報酬を切ったからそれがオール平群でやるんだということには、私は決してならないというふうに思います。かえってモチベーションを下げ、まあまあ職員さんの方たちはね、私たちのこの報酬を引き下げること、私は職員の報酬の引き下げにつながっていくのではないかという危惧もあります。

そういう意味では、決して平群町の議員報酬が高いというふうに私は考えておりませんし、今言ったようなことも含めまして、今回の発議3号については反対をいたします。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

発議3号については賛成をいたします。

高幣議員さんのほうから提出者でございましたけども、いろいろ年間幾らぐらいになって、今年度は幾らになり、あと残ってトータル幾らぐらいあるということで発表されましたが、皆さんも御存じのとおり、議員の共済年金制度は廃止されました。それを積算をいたしますと、高幣議員のさっきのお話では、3,150万9,000円ということでした。では、私のほうの試算でいきますと、4,285万になるんですわ、4,285万。共済だけでも1,134万1,000円減額されるんですよ、減額、共済を。それはどういう性質のもんかと言うたら、皆さん御存じのとおり、議会議員の共済給付費負担金というものが来てまして、現役の今まで、この法律が改正される前に年金を受けられてる方の給付分、また、廃止されてからの方の将来退職された場合の特別退職年金ですね、もしくは一時金ということで、町単で出ておるわけでございます。その金が、あと平成31年の4月いっぱいまでは、その共済だけで1,134万1,000円でございます。トータル報酬20%カットして、合わせて4,285万の財源が助かるということでございます。

議員さんの報酬安い高い、いろいろ議論ありましたけど、29万、私はそういう認識持ってません。住民にね、こういう方がおいでになるんですよ。「馬本さん、期末手当出てんのか」って。私たちいただいておりますって知らない方もおいでになる。それを計算しますと、私たちの月額報酬は約39万5,000円ぐらいあります。期末手当を入れますと39万そこそこございます。私は高くない安くない、いろいろおっしゃいますけども、そういう見方であれば、私はそれだけあれば一定のもんやっつけていけると思います。

まあ、議員活動費、議会活動費は私たちは町には条例化されておりませんけ

ども、それよりも、この間も議論をいろいろされている中で、一般質問云々の中でありましたように、将来140億、150億というような負債が残ってくるやないかと。起債残高がなるやないかと。大変な事態のことも、ある議員さんは議場で発表されておりました。

それはそれとして、しかし、平群町も大変な財政厳しい折に、町長は特別職報酬等審議会の諮問をされたわけでございます。財政再建ということでされておるわけです。この間言いました管理職の方は、この12月まで6%、4%のカットをしていただいています。財政がよければカットする必要がないんです。私たちも井戸君言うように報酬はできたら上げて、若いもん、たくさん来ていただいて、市会議員並みの50万、55万を私はやったらいいと思います。しかし、町村では50万のそこはないです。奈良県下探しても、報酬1カ月50万のそこはございません。人口がまず違います。人口に対する議員の割り当ての数が全然違います。私はそう思います。それは見方でいろいろあると思いますけども。けれどもね、私たちは基本的に報酬なんです。生活給じゃないんです。私はそういうふうに思っています。

私も42歳からこの業界に出させていただきました。そこまで、そのときにはいろいろ報酬審議会とかもいろいろありました。財政厳しいからとか、いろいろ審議もありましたけど、私は報酬審議会を尊重して、このとおりにうっとやってきました。非常に財政厳しい、4,200万、残りあとこれだけのお金が介護並びに人口対策、先ほど高幣議員が述べてるように、るる町単独事業としてお使いになっていただいたら、私は住民に還元すべきやなというふうに思います。

そういうことで、この発議3号については賛成をさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、発議第3号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

続きますして

日程第3 発議第4号 安心してあずけられる保育の質の確保を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第4号

安心してあずけられる保育の質の確保を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成28年6月17日

提出者 植田 いずみ

賛成者 山口 昌亮

〃 稲月 敏子

安心してあずけられる保育の質の確保を求める意見書（案）

保育所の待機児童問題が、国政の重大課題になっています。希望しても認可保育所に入れない子どもが続出している中で「保育園に落ちたの私だ」という運動が日本中に広がりました。

問題の所在がどこにあるのか、ひとつは、「認可保育所が決定的に足りない」ということ、もうひとつは「保育士の労働条件が劣悪なため、保育士が不足している」ということです。

ところが、政府の対策はこの根本解決に背を向け、いっそうの規制緩和と詰め込み、保育内容の切り下げを行おうとしており公的責任を放棄するものです。

認可保育所の増設をはじめ、国と自治体が保育への公的責任を果たすことが強く求められています。今日の事態を解決するためには、「認可保育所の増設」と「保育士の賃上げなど労働条件改善」、「施設の改修への補助や運営費の国庫負担分の復活」という根本的な対策を緊急に行うことが必要です。

待機児童問題の解決は、認可保育所を緊急に増設することを大原則にして、30万人分、約3000カ所の認可保育所を緊急に増設することです。当面の緊急対策は認可保育所が建設されるまでの間の「一時的な措置」であること、

保育士の配置など、「保育の質」を確保することを明確にする必要があります。

保育士の低賃金は、国の基準が低すぎることによってもたらされています。認可保育所の運営費、いわゆる「公定価格」を算出する際の人件費が低すぎることで、全産業平均より月約10万円も賃金が低い事態をつくりだし、保育士不足の最大の原因となっています。国の基準を直ちに直すべきです。保育士の配置基準が実情に見合わないために、賃金を国の基準よりさらに下げて保育士やパートを配置しているために、いっそうの低賃金をつくりだしています。保育士の賃上げと配置基準の引き上げが必要です。

以上のことから、以下の緊急対策を強く求めます。

- (1) 保育所待機児童問題は、認可保育所の増設で解決することを原則として確立し、30万人分(3000カ所)の認可保育所を緊急に増設すること。
- (2) 保育士の賃上げと正規化、保育士配置基準の引き上げなど、労働条件の改善による保育の質の確保のために国の基準を引き上げること。
- (3) 施設改修等への補助の創設、運営費の国庫負担分の復活をすること。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

続いて、提出者の提案理由の説明を求めます。植田君。

○6番

ただいま事務局のほうより読み上げていただきましたとおり、保育所の待機児童の問題は、さきの国会でも安倍政権が女性の活躍と言いながら、活躍するための基盤整備、すなわち子どもを安心して預けられる認可保育所が決定的に不足しているとして大きな問題として取り上げられました。厚労省が世論の批判に押されてですね、求職活動休止あるいは育児休業中などの隠れ待機児童が昨年4月の時点で6万2000人いることを明らかにしました。通常待機児童数と合わせると8万3,000人を超えます。さらに、本来は子どもを安心して預けられる認可保育所に入れなかったため、認可外保育所に入所せざるを得なかった人たちや、保育園が近所にできれば働きに出たいなどの潜在的な要求を含めると、さらにその数はふえることとなります。

この認可外保育所で、昨年14人が保育施設で亡くなられました。ゼロ歳児、1歳児で12人、このうち認可外で10人という大変痛ましい事故が発生していることもあります。そういう中で、緩和措置による詰め込みや研修を受ければ保育資格を持たなくてもオーケーなどの保育の質を低下させるものではなく、安心して子どもを預けられる認可保育所の増設が求められます。

また、それとあわせて保育士の待遇改善、賃金や労働条件ですが、も保育の質を確保する上で緊急な改善が求められます。

現在、平群町においては、はなさとこども園定員、今現在130に対し121名、ゆめさとこども園定員が199人に対して259の状況で、国の基準で待機児童、ゆめさとのほうは緩和基準の中での259名ですが、国の基準で待機児童は発生していないようですが、今後の問題も含め、国の保育への公的責任を果たさせる上からも、意見書への採択に御賛同いただきますようお願いいたします。趣旨説明といたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。高幣君。

○9番

本案には、まことに申しわけないですけれども、反対の立場で御意見を申し上げます。

今、国の自公政権では地方創生を核として社会の創生づくりに邁進されております。厚生労働省では、今までの待機児童対策では、2年間で約22万人分の保育の受け入れ枠の拡大を達成したいと、こんなふうに言っているようです。しかし、待機児童が増加していることは事実でございます。定員は前年より大幅にふえたようですけれども、その反面、入園希望者の大幅伸びと言われているのが現状ではないでしょうか。

都市部では、保育施設の整備が追いつかないとか、保育士の確保の課題もあり、国では待機児童解消に向けて緊急的な対応政策として、さらに規制の努力、弾力化、人材の確保等の受け入れ、施設の整備という緊急対策を発表しております。しかし、御提案の意見書では、政府の公的責任を放棄とあります。もう少し国の政策を見てほしいというのが私の感じでございます。

よって、本意見書は国の政策を見てほしいと思っておりますので、反対をさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。稲月君。

○ 5 番

賛成をする立場で発言をさせていただきます。

保育所などの保育施設に希望しても預けられない、また落ちた、何回も落ちた、こんな報道がテレビでもされました。本当にこういう若いお母さんたちの声や運動、大きくこの間、マスコミでも取り上げられることになり、深刻な待機児の状況が全国的にも明らかになったところです。

なぜこんなに深刻な状況をつくってきたのでしょうか。私も振り返っていろいろ考えました。10年間に全国で何と公立保育所が2,500カ所もなくなっているんです。減少してしまっているんです。こういう状況、これについては国が財政の負担を削ってきた、民営化を進めた、こういったことで、こういったことが起こってきたのだらうと思います。

今これを考えてみれば、本当に待機児をなくし、豊かな保育を受けられる条件をつくっていくというのは、国がやっぱりきちんと財政支援をする、そして認可保育所の建設や改修などをどんどん進めていくという抜本的な対策を講じなければならないというふうに思っております。そして、保育を担う保育士の不足、保育士がいないから定数を削減して保育所に入れない状態がつくられてきているということも言われております。こういう原因で定数が減少している、これをなくしていく、このためにも保育士の確保、そのためには保育士の労働条件をよくする、賃金を上げることが大事だと思う、これは国も含めて今は言われるようにはなりました。

今現在、保育科や幼児教育など学校があります。そして、卒業された若者もたくさんおられる。それなのに人が足りない、こういうことを解消していくためにも、劣悪な労働条件を解消させ、賃金を上げていく。一般の産業より10万円も安い賃金ということが言われていますが、これでは本当に希望を持って厳しい条件の中で働くということではできません。

保育士というのは、私も経験をしてきましたが、本当に子どもさんの命を預かる仕事です。そこに子どもたちの健やかな成長を促していく、こういう教育の仕事、それから親の悩みにもしっかり耳を傾けて、子育てを応援をしていく、こういう本当に今求められる大変な仕事になっています。ここに見合った賃金を補償していくことは何を置いても大事です。

それと、その上にまだ非正規の保育士が多いという、こういう中で賃金をさらに押し下げてしまっている、こんな状況もございます。正規の仕事、保育士さんをしっかり採用ができるような条件を整えていく、これには国がしっかり援助をしていく、補助をし支援をして解決策をつくっていくことが本当に大事だと思っています。

お隣の大阪なんかでは、待機児童が非常に深刻な状況となっています。それなのに保育施設を統廃合をどんどん進めていくというような現状も起こっております。

こんな流れをしっかりとめ、保育条件が改善できる、こういう状況をつくるためには、この意見書をしっかりと私たちが国に上げていくことは非常に大切なことだと考えて、賛成討論に参加をさせていただきました。

○議長

ほかにございませんか。はい、窪君。

○10番

発議第4号 安心してあずけられる保育の質の確保を求める意見書(案)については、反対の立場で討論をいたします。

我が子が保育所に入れない保護者の声を真摯に受けとめ、全力で対策に臨まなければなりません。私ども公明党は3月25日、安倍総理に待機児童の解消に向け、緊急提言を手渡しました。保育施設の整備や利用者への支援、保育士の処遇改善などがその柱でございます。緊急と銘打つように、待機児童の解消は待ったなしの状況にあります。その数は2015年4月1日現在で2万3,167人、5年ぶりに増加に転じました。待機児童は特に首都圏と近畿圏などの都市部が約7割を占め、深刻であります。子育て支援に全力を挙げる私ども公明党は、連立政権の待機児童解消策を牽引する中、政府が策定しました2013年度から5年間の待機児童解消加速化プランでは、最初の2年間で目標を上回る約21万9,000人分の受け皿を確保、5年間の合計目標は40万人分から50万人分に拡大をされております。

ところが、昨年4月にスタートいたしました子ども・子育て支援新制度に伴う申し込みが要件の緩和、保育ニーズの掘り起こしや女性の就業者の増加などを背景に、15年度は例年の約2.5倍という申し込み者が殺到、さらなる取り組みが必要なのは言うまでもございません。

対策の焦点の一つは、待機児童の8割以上を占めるゼロ歳から2歳児の受け皿の確保、そして3歳児以降の預け先の拡大も急がなければなりません。そこで公明党の緊急提言では、家庭的保育や小規模保育など多様な保育サービスの拡充を訴えたのに加え、原則2歳児までの小規模保育の対象を3歳児まで引き上げ、定員上限19人を弾力的にふやすよう求めました。また、子どもを預ける保護者にとって就業時間や形態、子どもの年齢など事情はそれぞれ異なり、相談体制の強化は不可欠であります。そのため提言では、利用者支援として保育相談員コンシェルジュの機能を強化し、申請段階からの相談支援や夜間・休日の時間外相談の実施を挙げました。このほか、他職種に比べて低い保育士の

賃金水準をまずは約4%アップ（2015年度の補正予算分を含みます）することなどを要望し、待機児童の解消へ即効性のある対策を集中的、重点的に進めることを提言をいたしました。

この公明党の提言を受けまして、3月28日、厚生労働省は待機児童解消に向けての緊急的に対応する施策を発表をしました。具体的には、待機児童の約8割を占める1歳から2歳児の受け皿確保に向け、原則2歳児までの小規模保育所については、1、定員上限を19人から22人まで拡大、2点目、受け入れ対象を3歳児まで拡大、3点目、3歳児以降の受け皿となる連携施設の確保を推進すること、また、コンシェルジュへの補助金拡大、このほか用地確保を進めるために賃料補助や国有地などの有効活用、保育士のキャリアアップ支援への研修、また、公明党が提言をいたしております幼稚園の預かり保育への支援強化を進め、子育て支援員の配置への補助金の拡大、さらに保育士の確保のため、処遇改善をするため賃金水準をまずは確実に約4%引き上げることが決まりました。さらに、5月18日発表された1億総活躍プランにおきましても、保育士の処遇改善については、新たに2%相当、月額6,000円以上引き上げ、さらに最大4万円程度を上乗せし、競合他産業との賃金差がなくなるよう処遇改善を行います。そして、非正社員と正社員の賃金格差を是正する同一労働同一賃金のための労働法の改正などを盛り込みました。さらに、保育の受け皿づくりも、平成29年度末までに40万人分から50万人分に上積みし加速させ、2017年度末までの待機児童解消を目指すを発表をいたしました。

このようなことから、この意見書にございます、1につきましては、既に40万人分から50万人に拡大をしております。また、2の保育士の処遇改善につきましても、厚生労働省の緊急対策や1億総活躍プランにも既に盛り込まれており、労働条件の改善についても現在議論中でございます。さらに、3点目の施設改修等への補助は子ども・子育て支援制度により緩和し、創設済みでございます。

共産党さんは、国では子ども・子育て支援法自体に反対をされており、この意見書の（案）では、先ほど高幣議員からもありましたように、「政府の対策はこの根本解決に背を向け、公的責任を放棄するものである」と書かれておりますが、私は反対討論の前段で長々と御説明をさせていただきましたが、政府がより安心して子育てができる環境を目指し、全力で待機児童解消に向け取り組んでいただいていることを、ここにいらっしゃいます議員の皆さんに知っていただきたいとの思いで説明をさせていただいております。

したがって、この意見書（案）には反対をさせていただきます。

○議長

山口君。

○ 7 番

まあ長々と。今、窪議員いろいろおっしゃったことが政府のほうで全てやっていただく。ほんで、期間も相当短い期間みたいなので、それはぜひ見届けさせていただきたいわけですが、意見書というのは、政府が今やってることであっても、それをさらに推し進めるために出すものでありますから、一歩でも二歩でも前に行くようなものであればですね、今のこの三つの具体的な対策についてはですね、反対ではないようですので、なぜ反対されるのかが理解できませんが、もう既にやってるからいいんだと。いや、意見書ってというのはそういうものじゃないんです。もう既にでき上がってるならともかく、やろうということを決めたということであれば、それをさらに政府がやろうとしていることを後押しするためにもですね、意見書はやっぱり通していかなきゃならない。それがやっぱり地方自治体が国に対して意見を言う唯一というか、一つの方法でありますので、そういう意味ではですね、できてるからもう必要ないんだ、反対だっていうのは、私はちょっと地方議会のあり方としては違うんじゃないかということを書いてですね、この意見書に対しては賛成いたします。

以上です。

○ 議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○ 議 長

挙手少数であります。よって、発議第4号 安心してあずけられる保育の質の確保を求める意見書（案）は否決されました。

続きまして

日程第4 発議第5号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修

の見直しに関する意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第5号

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成28年6月17日

提出者 窪 和子

賛成者 高 幣 幸 生

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。

以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○10番

発議第5号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しが検討されております。仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、重度化の進展で高齢者の自律的な生活を阻害するおそれがあります。そこで、次期介護保険制度改正においては、制度本来の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討することを求める意見書でございます。このことにつきましては、本町にとっても大変大きな影響があるものでございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。植田君。

○6番

一言意見をつけさせていただきます、賛成をしたいと思います。

介護保険がスタートして15年以上がたちます。当初、介護保険で老後は安心と宣伝してきた中身とは裏腹にですね、見直しのたびに保険あって介護なしの改悪が進められてきました。保険料、利用料の引き上げ、要支援者の保険給付外し、これは来年度からですけれども。それと、介護報酬の大幅な削減などが進められてきました。

今回の意見書の最初のところの「閣議決定された骨太の方針の中で」とありますが、この意見書の提出者は与党である公明党の窪議員です。当然閣議決定するに当たり、そのことも含めて了承されたにもかかわらず、今回の意見書を提出されたことに、私自身は疑念を抱かずにおれません。

また、福祉用具、住宅改修に限った内容となっておりますが、骨太の方針の中で、要支援者に続いて要介護1にも保険給付から外していく大改悪を参議院

選挙後に国会に提出しようとしています。そのことが全く触れられていないことについても、非常に不十分だということは述べさせていただきまして、賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。高幣君。

○ 9 番

賛成の立場で御意見を申し上げます。

今、高齢化社会なんです、人は動く、人は動いてもらう、そんな社会づくりが私の願いであります。しかし、高齢化、加齢化が進む時代ですので、介護認定者がふえる状況です。そこで、動けば介護防止策であるでしょう。脳や体の老化は非常に動きが重要なことです。その重度化を防ぎ、おくらせるためには、軽度の介護者には福祉用具貸与や住宅のバリアフリー化、このためには補助が必要でございます。

よって、本意見書については賛成の立場で意見を申し上げました。

ありがとうございます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第5号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第5号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）は原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに決しました。

続きまして

日程第5 委員会の閉会中の継続調査の件

を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いします。町長。

○町長

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、議会開会中、熱心に御議論、御提言をいただきました。上程させていただきました案件につきましては、全て可決、御承認いただき、まことにありがとうございました。

さて、本町の財政状況は、国におけます地方交付税や交付金などの増額が図られ、また、管理職の給与削減を初め、非常勤特別職の報酬のカット、町民の皆様のご固定資産税超過税率への御協力、また、行財政改革によるさまざまな成果もあり、6年連続で実質収支の黒字が達成できました。

しかし、財政指標の観点から見てみますと、経常収支比率は、ここ数年95前後で推移しており、財政の硬直化が見られます。公債費比率は県下ワースト7位、将来負担比率はワースト2位であります。加えて、公民館や人権交流センターの老朽化問題、狭隘な図書館問題、老朽化した役場本庁舎問題と最も大切で、最も大きな課題がありながら、それ相応の基金がないという厳しい状況にあります。この問題が解決していない限り、本町は莫大な借金を抱えているのと全く同じ状況にあるということを認識しなければならないと考えております。

そのような厳しい状況の中ではありますが、本町の子育て支援政策や教育政策は、県下トップ水準にあります。将来への投資として本町の特筆すべき政策であり、広く町内外にPRし、若い世代の定住促進につなげてまいりたいと考

えております。

さて、本議会でも議論となりました文化センター・図書館建設問題でございますが、御指摘のとおり、文化センター・図書館の建設には財政負担が大きく、大変困難をきわめる課題であります。しかし一方では、南海トラフ地震がここ30年以内に相当の確率で起こることが予測される中、住民サービスの拠点であります町有施設を耐震もしないまま放置することは、行政として許されることではありません。文化センター・図書館建設、そして役場本庁舎の耐震化は本町の最重要課題であり、最も優先すべき問題であると強く認識いたしております。

幸い、国においては地方創生への取り組み強化や日本経済の再生、地方経済の活性化を掲げています。その意味では、我々と方向を一にするものであります。このチャンスを逃がすことなく、交付税や交付金を十二分に活用し、同時に行政執行に当たっては、これまで以上に財政の引き締めを行い、そのことによって毎年黒字を重ねて基金を積み立ててまいる決意であります。この基金を頭金として、これに加えて国の社会資本整備総合交付金を引き出し、起債については、最も有利な公共施設最適化事業債の延長を国に働きかけ、資金を捻出いたします。これら全てを実現することによって、文化センター・図書館建設は可能となります。建設実現後は、起債の償還に多額の資金が必要となることは御指摘のとおりであります。このことにつきましては、さらなる財政基盤の確立が求められるわけでございます。今こそ全職員の英知を結集し、これに対応してまいる所存でございます。

文化センター・図書館建設、役場本庁舎建設による町有施設の最適配置は、現在行っています子育て、教育政策と合わせて、平群の町の未来の建設に向けた最も大きな2本柱であります。いずれにいたしましても、1日1日の努力の積み重ねが大切であります。そのことによって、初めて住民の皆様の負託に応えることができるものと考えております。

議員各位のより一層の御理解と御協力を切にお願い申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって平成28年平群町議会第6回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 4時08分)